

山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、重度心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、市町村が行う重度心身障害者に対する医療費助成事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「重度心身障害者」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳を交付された者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別が1級から3級までの者

(2) 山梨県療育手帳交付規則（平成15年山梨県規則第29号）に基づく療育手帳を交付された者のうち、同規則第5条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条の障害等級が1級又は2級の者

(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第2項に規定する1級又は2級の障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けた者

2 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この要綱において、「対象者」とは、県内市町村に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 20歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給制限の要件に該当する者と同等な経済状態にある旨市町村長の認定を受けたもの

(2) 20歳未満の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条から第8条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合の当該児童

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設に収容されている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの

(5) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による障害者支援施設に入所している知的障害者又は旧知的障害者援護施設に入所している者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの

(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けることができる者

4 この要綱において「自己負担金」とは、対象者の疾病又は負傷に関して、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは社会保険各法に規定する療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。以下この項において同じ。）が行われた場合には当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額を、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する療養の給付等（療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。以下この項において同じ。）が行われた場合には当該療養の給付等を受けた者が負担すべき額をいう。ただし、対象者が他の法令等により療養の給付等に係る費用の給付を受けられる場合は、その額を控除するものとする。

(補助基準)

第3条 知事は、市町村が対象者の自己負担金の全額を助成した場合は、当該助成金額の2分の1を補助する。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の助成金の年度区分は、4月支給分から翌年の3月支給分までとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請をしようとする市町村は、山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に当該事業に係る歳入歳出予算書抄本及び市町村の重度心身障害者医療費助成に係る条例を添えて、知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用しないこと。

(2) 事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(事情変更による補助金変更交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付の決定後の事情の変更により、当該事業の年間所要額に変更（補助金の額の増額を伴わないものを除く。）が生じる市町村は、知事が別に定める日までに山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金変更交付申請書（第2号様式）に当該事業に係る歳入歳出予算（見込み）書抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第7条 知事は、必要があると認める場合には、補助金の交付決定金額又は変更交付決定金額の2分の1を超えない範囲で、市町村に概算払いにより交付することができる。

2 市町村は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 市町村は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金実績報告書（第4号様式）に当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第9条 市町村は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、事業年度終了後5年間保管しなければならない。

（報告及び検査）

第10条 知事は、必要があると認める場合には、市町村に対する報告を求め、若しくは事業の施行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類を検査させることができる。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第11条 知事は、市町村が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付について付した条件に違反したとき。

（2）事業の施行が不相当と認められるとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 知事は、第6条の規定により交付の決定の変更をした場合又は第8条の規定により補助金の額の確定をした場合において、既に確定した額を超える補助金

が交付されている時は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第 12 条 市町村がこの要綱に基づき提出する書類は、山梨県福祉保健部障害福祉課へ提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の山梨県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の山梨県重度心身障

害者医療費助成事業補助金交付要綱は平成10年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の第2条第3項第1号及び同条第4項の改正規定は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、施行日以後の診療分について適用し、施行日前の診療分の取扱いについては、なお従前の例による。

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県補助金等交付規則及び山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

第1号様式別表

当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書抄本

第2号様式

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

平成 年度山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日障第 号により交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり交付額を変更して交付されたく、関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 当初交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |

第2号様式別表

当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書抄本

第3号様式

山梨県知事 殿
 平成 年 月 日
 市町村長 印

山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け障第 一 号で交付決定のあった平成 年度山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金
 について、次のとおり概算払の請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥
 2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ③	今回概算請求額 ③の1/2以 内	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払方法 口座振込 金融機関（本店名） 口座名
 預金種別（当座、普通）
 NO.

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市長村長 印

平成 年度山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日障第 号により交付決定を受けた標記補助金の実績について、
次のとおり関係書類を添えて報告する。

- | | | | | |
|---|--------------|---|---|-----------|
| 1 | 県補助金所要額 | 金 | 円 | (1) |
| 2 | 県補助金概算交付受入済額 | 金 | 円 | (2) |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 | (1) - (2) |
| 4 | 添付書類 | | | |

第4号様式別表

当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書抄本

その他知事が必要と認める書類

第1号様式 別表

補助金所要額調書

市町村

区分	受給者証 予定交付数 A	支給予定 レセプト件数 B	医療費総額 C	医療負担 額 D	他の公費等に よる支給額 E	当事業で負担 すべき額 F (C-D-E)	補助金申請額 G (F×1/2)
国民健康保険法							
社会保険各法							
老人保健法							
外来							
入院							
高齢者の医療の 確保に関する法 律							
合計							

※G欄の額は千円未満切り捨て

第2号様式 別表

補助金所要額変更調書

市町村

区分	受給者証 予定交付数 A	支給予定 レセプト件数 B	医療費総額 C	医療負担 額 D	他の公費等 による支給額 E	当事業で負担 すべき額 F (C-D-E)	補助金申請額 G (F×1/2)
国民健康保険法							
社会保険各法							
老人保健法							
外来							
入院							
高齢者の医療の確 保に関する法律							
合計							

当初交付決定額 H	差引増減額 I (G-H)	備考

※G欄の額は千円未満切り捨て

第4号様式 別表

補助金精算書

区分	受給者証 交付数 A	支給件数 レセプト件数 B	医療費総額 C	医療負担額 D	他の公費等による 支給額 E	当事業で負担 すべき額 F (C-D-E)	市町村	
							補助金申請額 G (F×1/2)	
国民健康保険法								
社会保険各法								
老人保健法								
入院								
高齢者の医療の 確保に関する法 律								
合計								

交付決定額 H	差引増減額 I (G-H)	備考

※G欄の額は千円未満切り捨て

